

2 不当労働行為事件の審査

(1) 不当労働行為事件の概要

ア 平成30年度に係属した事件

なし

イ 過去10年間の不当労働行為事件の状況をみると、

(ア) 終結状況については、終結件数9件のうち、命令・決定によるものが4件、和解・取下げによるものが5件であった。

命令・決定による終結区分では、一部救済が1件、棄却が2件、却下が1件であり、全部救済の事例はなかった。和解・取下げによる終結区分では、全て関与和解で5件となっている。

(イ) 企業規模別申立件数については、「99人以下」が4件、「100人以上499人以下」が3件などとなっている。

(ウ) 労組法第7条該当号別申立件数については、2号関係が最も多く9件、次いで3号関係が5件、1号関係は3件であった。4号関係の事件はなかった。

これらの内訳を見ると、2号事件が3件、2・3号事件が3件、1・2・3号事件が2件、1・2号事件が1件となっており、各号併合申立てが6件で全体の66.6%を占めている。

第1表 不当労働行為事件の年度別取扱状況

(単位:件)

区分 年度	前年度からの繰越	新規申立	係属計	終 結 状 況										翌年度への繰越		
				命 令・決 定					和 解・取 下						終 結 計	終 結 率 (%)
				全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計	関 与 和 解	自 主 和 解	取 下	計				
21		3	3					0	2			2	2	66.6	1	
22	1	1	2					0	1			1	1	50.0	1	
23	1	1	2		1	1		2				0	2	100.0	0	
24			0					0				0	0	—	0	
25		1	1					0				0	0	0.0	1	
26	1	2	3			1		1	1			1	2	66.6	1	
27	1	1	2				1	1				0	1	50.0	1	
28	1		1					0	1			1	1	100.0	0	
29			0					0				0	0	—	0	
30			0					0				0	0	—	0	
計	5	9	14	0	1	2	1	4	5	0	0	5	9			
平均	0.5	0.9	1.4	0.0	0.1	0.2	0.1	0.4	0.5	0.0	0.0	0.5	0.9	64.2	0.5	

(注) 1 「関与和解」とは、関係委員又は事務局の関与による和解であり、あっせんによる和解を含む。

2 「取下」とは、申立人の事情等による和解以外の理由による取下げをいう。

3 終結率 = $\frac{\text{終結計}}{\text{係属計}} \times 100$

第2表 新規申立事件の企業規模別、労組法第7条該当号別状況

(単位:件)

区分 年度	新規申立	企業規模別			労組法第7条該当号別									
		99人以下	100 5 499人	500人以上	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	2・3・4号	
21	3	2	1			2							1	
22	1		1										1	
23	1	1										1		
24	0													
25	1	1							1					
26	2			2		1					1			
27	1		1								1			
28	0													
29	0													
30	0													
計	9	4	3	2	0	3	0	0	1	0	3	2	0	
平均	0.9	0.4	0.3	0.2	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.2	0.0	

(注)1 労組法7条 1号…不利益取扱い、黄犬契約

2号…団体交渉拒否

3号…支配介入、経費援助

4号…報復的不利益取扱い

2 企業規模別欄の数は、被申立人が複数の事件があるため、新規申立欄及び労組法第7条該当号別欄の数と一致しない場合がある。

(2) 審査の目標期間

当委員会では、救済申立てから事件の終結までの審査の目標期間を、「複雑な事件の場合を除いて、申立ての日から1年以内とする。ただし、単純な団交拒否事件については、更なる早期解決に努めるものとする。」と定めている。

(3) 不当労働行為事件一覧表

ア. 終結事件

終結事件なし

イ. 係属事件

係属事件なし

(4) 不当労働行為事件の処理状況

ア. 終結事件

終結事件なし

イ. 係属事件

係属事件なし

(5) 再審査事件、行政訴訟事件の処理状況

ア. 再審査事件

再審査事件なし

イ. 行政訴訟事件

係属事件なし